

第 1 回 総務民生文教委員会

令和 6 年 1 月 29 日 (月)	開 会 9 時 14 分
5 階 第 1 委員会室	閉 会 9 時 33 分

午前 9 時 14 分 開会

○委員長（三輪田幸泰君）

皆さん、おはようございます。

ただ今から、令和 6 年第 1 回総務民生文教委員会を開会いたします。

○委員長（三輪田幸泰君）

それでは、本委員会に付託されました議案の審査を行います。

執行部説明後の質疑に当たっては、一度に複数の質疑は行わず、一問ごとに、できるだけ簡潔に、はっきりと聞き取りやすい発言をお願いいたします。

また、質問等の答弁にあたっては、関係する係員の入室を認めますので、よろしくお願いいたします。

○委員長（三輪田幸泰君）

それでは、議第 1 号 瑞浪市手数料条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

本議案について、執行部の説明を求めます。

市民課長 加藤百合子君。

○市民課長（加藤百合子君）

おはようございます。それでは、議第 1 号 瑞浪市手数料条例の一部を改正する条例の制定についてご説明いたします。

議案集の 1 ページ、議案資料の 1 ページをお願いいたします。

説明に入る前に、今回の戸籍法が改正されたことで、できるようになることについて少し話をさせていただきます。

これまで各市町村で個別に戸籍システムを構築しており、時間や手間がかかっていた手続が、法務省の戸籍情報連携システムを利用することで、相互に連携が取れるようになり、市民や行政が双方に便利になります。

請求書の条件はありますが、本籍地以外の市役所窓口で戸籍（除籍）証明書の請求ができたり、婚姻届など戸籍の届出時に戸籍の添付が不要となったり、開始時期が各申請先の環境整備によって異なりますが、各種社会保障の手続でマイナンバー制度を利用して、戸籍の提出を省略することができるようになります。

これも開始時期がまだ明確ではありませんが、戸籍電子証明書の活用で、戸籍証明書等の添付が省略できるようになります。

このような戸籍法の改正に伴い、本市の手数料に関わる条例の一部を改正いたします。

主な内容は、戸籍（除籍）電子証明書提供用識別符号の発行手数料及び本籍地以外の戸籍謄本等を広域交付として発行する際の交付手数料を定める所要の改正となります。

それでは、議案資料1ページの新旧対照表をお願いいたします。

下段の3の項、事務の内容欄の1の項に、「第120条の2第1項の規定に基づく戸籍証明書の交付」を追加し、戸籍証明書等の広域交付を可能とします。また、手数料の名称を「戸籍謄抄本交付手数料」から「戸籍謄抄本又は戸籍証明書交付手数料」に改めます。

次に、2ページ下段、3の項は、戸籍謄本等に代わり行政機関等が電子的な戸籍記録事項の証明情報を参照するために必要となる符号である「戸籍電子証明書提供用識別符号」の発行に係る手数料「400円」を新たに定めます。

なお、オンライン上で戸籍電子証明書を取得する場合や、戸籍証明書等と同時に当該符号を取得する場合については、手数料は無料となります。

次に、7ページ上段、7の項及び8の項は、戸籍の届書の画像を電子化し、届書等情報として作成できることに伴い、証明書の交付及び閲覧が可能な情報に電子化された届書等情報を追加します。

また、除籍に関する証明につきましても、4の項、5の項及び6の項で同様に改正いたします。

議案集の5ページをお願いします。

附則で施行日を令和6年3月1日と定めます。

以上で、議第1号 瑞浪市手数料条例の一部を改正する条例の制定についての説明といたします。よろしくをお願いいたします。

○委員長（三輪田幸泰君）

ご苦労様でした。

それでは、これより質疑を行います。

ただ今の説明に対して、質疑はありませんか。

1番 渡邊康弘君。

○1番（渡邊康弘君）

広域住民票の場合だと、本籍などが記載されないとか、記載されない部分があったと思うんですけど、こちらの、今回の場合だと、戸籍の広域化というところで戸籍抄本とか、何か記載されない部分とか、そういうところは全てちゃんと記載されて出てくるという、そんな形でよろしいでしょうか。

○委員長（三輪田幸泰君）

市民課長 加藤百合子君。

○市民課長（加藤百合子君）

広域交付、戸籍のほうですけど、抄本というのは出ないんですけども、現在戸籍、それから、改

正原、除籍と古い戸籍のほうは出ますので、出ないっていうのは特定した個人の抄本に当たりますので、そちらについては出ないということになります。

○1番（渡邊康弘君）

分かりました。

○委員長（三輪田幸泰君）

よろしいですか。

2番 榛葉利広君。

○2番（榛葉利広君）

先ほどの説明の中で、オンラインでやる場合には無料というような言い方だったと思いますが、これはいわゆる、いろいろあると思うんですけど、例えば、コンビニで交付されるようなときは、無料ではないんですけど、実は私、2、3日前にマイナポータルっていうアプリを使って、証明書をスマートフォンに入れることができました。

どうもいろいろ見てると、スマートフォンだけでコンビニ等で手続ができるっていうような記述がありましたけど、そういうことは、これが多分、その無料っていう意味なのかなと思ったんですけど、そこら辺はちょっと分かりますかね。

今回の場合の400円かかるっていうのは、そういうことを使わずに、ほかの市役所で使うと。そういうときに使うのか。ちょっとそこら辺の説明だけ、お願いできますか。

ちょっと私もうまく説明ができず質問になって申しわけないです。

○委員長（三輪田幸泰君）

市民課長 加藤百合子君。

○市民課長（加藤百合子君）

コンビニでできるっていうのは、コンビニ交付になります。コンビニ交付については、全て窓口で請求される時と同じように手数料がかかります。

先ほど言われたオンラインによって手続ができるっていうようなものについては、ちょっとまだ細かいところの情報が届いていないので、想定してるという言い方でしかちょっとできませんけども、オンラインを使ってというのは、戸籍（除籍）電子証明書提供用識別符号というのが、恐らくオンライン、マイナポータルを使ってできるようになると思います。

ちょっと想定した話になりますけども、まず、戸籍（除籍）電子証明書提供用識別符号がどういうものかというのをちょっと、どのように発行されるかという説明をさせていただきますと、こちらについては、まず市民の方が戸籍電子証明書の交付請求を受けた際に、広域交付と同様の流れで、総務省の戸籍情報連携システムのサーバーがあるんですけども、データがそこに情報を参照しに行きまして、内容を確認した後に、符号というのを発行して、請求者に渡すわけです。

それは符号と言いまして、パスワード、その3カ月有効のパスワードということになります。それがマイナポータルのほうから入って行ってやるっていうことになるので、手続上、窓口へ行ってやることもなく、データ上で取得したものを手続するところの行政機関に持って行って、それを提

示することで、そのパスワードを使って行政機関の方が総務省のサーバーに情報を参照して、戸籍電子証明書というのを受けるということになるので。

国のほうでそういうことができるようになりますっていうことが記載されてるかもしれませんが、また、実際にそれができるようになるのが令和6年度の末以降になるということですので、ちょっと想定してますっていう言い方でしか、総務省のQ&Aに記載されていませんので。

○2番（榛葉利広君）

分かりました。

○市民課長（加藤百合子君）

実際そこで、コンビニで証明書がもらえとか、そういうことではないんです。やっぱりもう、コンビニでやる場合は400円が必要になりまして、ということになります。

○2番（榛葉利広君）

すみません。

○委員長（三輪田幸泰君）

はい。

○2番（榛葉利広君）

ということは、コンビニ交付とは全く別のもので、要するに、各自治体で管理しとる戸籍の情報を一回、国のほうにみんな上げてもらって、どこかにデータがあるわけですね。そこにアクセスするためのパスワードっていうことですね。この識別符号っていうのは。

ということですので、そのパスワードを発行していただく手数料が400円ということですね。

○委員長（三輪田幸泰君）

市民課長 加藤百合子君。

○市民課長（加藤百合子君）

窓口でそれを請求される場合は400円となりますし、想定で、マイナポータルを使ったオンラインであれば、それと同時に戸籍電子証明書っていうのを窓口で請求する場合は、一緒にパスワードも取得できるんですけど、それを同時に取得する場合は無料っていうことになります。

○2番（榛葉利広君）

難しいけど、大体分かりました。

○委員長（三輪田幸泰君）

7番 棚町 潤君。

○7番（棚町 潤君）

先ほどの説明の中に、このシステムを実施するのは令和6年度末以降っていうお話があったと思うんですけど、今、課長がおっしゃったんですけど、今回の臨時会で急いで審議する理由って何かあるんですか。

○委員長（三輪田幸泰君）

市民課長 加藤百合子君。

○市民課長（加藤百合子君）

一応、戸籍法の一部改正が令和5年12月6日に公布されて、そのことによって広域交付というのが可能になります。こちらについても3月1日が施行日になりますので、例えば、窓口で市民の方がみえると、そこで例えば、相続なんかで、亡くなった方の出生から死亡までの戸籍を、この窓口で全て取れるように。よそへ行かなくても、よその戸籍がある方も、一連の戸籍を取れるようになります。

そういった戸籍を取るためには、3月1日にはもう既に周知をしたいということなんですけども、12月6日に公布されていますので、12月議会の追加議案の上程が、ちょっと日程的に間に合いませんでしたので、ほかでは3月議会に上程して、初日議決でお願いする市もありますけども、周知までちょっと時間がないので、今回、この臨時議会上程に準備が間に合いましたので、そのタイミングでお願いするという事です。

令和6年度末以降に開始するという事については、マイナンバー制度の活用による戸籍証明書の添付省略とか、電子証明書等の活用による先ほどの符号ですね。こういったことが準備はできてるんですけども、その受ける側の行政機関っていうんですね。

例えば、パスポート関係の受けるほうの行政機関とか、そういうところの環境整備がまだ整っていないために、ちょっとそこはすぐ3月1日からスタートできないんですが、そのほかの広域交付で戸籍を提供する場合とか、婚姻届とかそういったことに戸籍の提供を必要としない。そういったことも3月1日からスタートしますので、順次、準備ができ次第、実施していくっていう形になります。

一応、その環境だけはこちらとしては整えて、いつでもスタートできるような状態にする必要がありますので、今回、なるべく周知のことも考えまして、できるだけ早いタイミングで決定したいということで、お願いします。

まだスタートできない部分も、相手側のほうの関係もありますので。

以上です。

○委員長（三輪田幸泰君）

ほかはよろしいですか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

ほかに発言もないようですので、質疑を終結いたします。

○委員長（三輪田幸泰君）

これより本議案について討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

別段発言もないようですので、討論を終結いたします。

これより採決を行います。

お諮りします。

議第1号 瑞浪市手数料条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。

したがって、議第1号は、原案のとおり可決されました。

○委員長（三輪田幸泰君）

以上で、本委員会に付託されました議案の審査は全て終了いたしました。

審査結果の委員長報告につきましては、委員長に一任願います。

これをもちまして、令和6年第1回総務民生文教委員会を閉会いたします。

ご苦勞様でした。

午前9時33分 閉会